

# 尖閣諸島

尖閣諸島が日本固有の領土であることは  
歴史的にも国際法上も明らかであり、  
現に我が国はこれを有効に支配しています。  
したがって、尖閣諸島をめぐって  
解決しなければならない領有権の問題は  
そもそも存在しません。



## 尖閣諸島の領土編入の背景

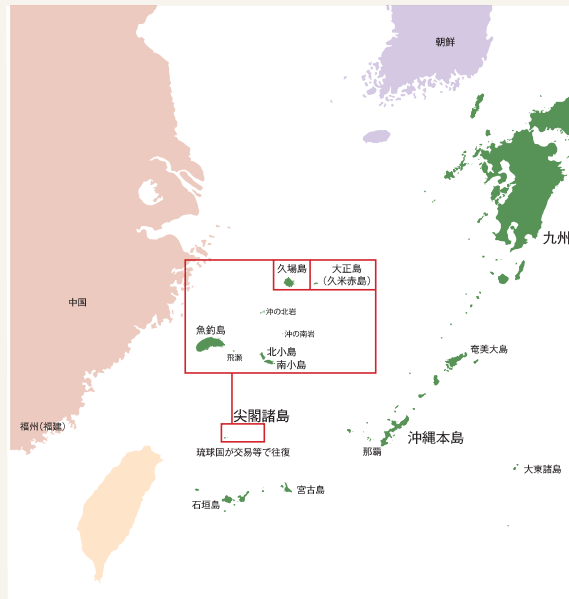
### 19世紀後半まで、尖閣諸島は、 どこの国の支配も及んでいなかった琉球周辺の無人島でした。

尖閣諸島は、東シナ海を行き来する船に航路標識として利用され、琉球国の資料や航海図に記載されるなど、古くから知られる存在でした。

しかし、無人島だった尖閣諸島は、1895（明治28）年に日本が領土編入するまで、どこの国にも統治されたことはありませんでした。

また、江戸時代、琉球国は、清国との朝貢関係を継続する一方、薩摩藩の支配下にあり、江戸幕府は琉球を薩摩藩の一部とみていました。

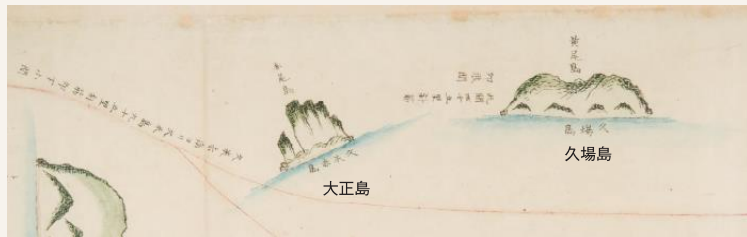
明治維新後、1872（明治5）年に琉球国は琉球藩に改められて日本への帰属が明確化され、1879（明治12）年には沖縄県が設置されました。



#### 航路が描かれた琉球の巻物

琉球国那覇港と中国福州港の間の航路が描かれた巻物（作成年代不詳）。福州港を出航した船は、魚釣島-久場島-久米赤島（大正島）-久米島を通過して那覇港に帰港していたことが読み取れる。

尖閣諸島は、明・清朝の使節の記録（冊封使録）など中国の記録にも登場するが、この図は、島の名称を記す際、上に冊封使録の呼称（例：黄尾島）、下に琉球における呼称（例：久場島）を併記している点が特徴的。



所蔵：沖縄県立博物館・美術館（渡間航海図）

# 尖閣諸島の領土編入

## 1895 (明治28) 年、我が国は尖閣諸島に対する領有権を国際法上正当に取得し、日本の領土に編入しました。

日本は、尖閣諸島が無人島であり、他国の支配が及んでいる痕跡がないことを慎重に確認した上で、1895 (明治28) 年1月14日、閣議決定により尖閣諸島を正式に日本の領土に編入し、沖縄県の所轄にしました。

この行為は、国際法上、正当に領有権を取得するためのやり方に合致しています (先占の法理)。翌年、日本の民間人が政府の許可の下で本格的な開拓を開始しました。これによって、多くの日本人が尖閣諸島に居住し、漁業を中心に鰹節工場や羽毛の採集などに従事しました。

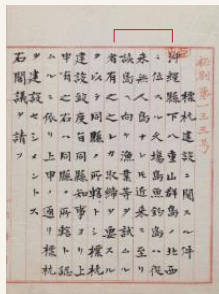
また、政府は土地の調査、土地台帳への記載や税の徴収などを行っていました。



魚釣島カツオ節工場全景 (1908年)  
所蔵: 国立公文書館



尖閣諸島魚釣島 (1908年頃)  
提供: 那覇市歴史博物館



### 内務大臣が閣議を求めた文書

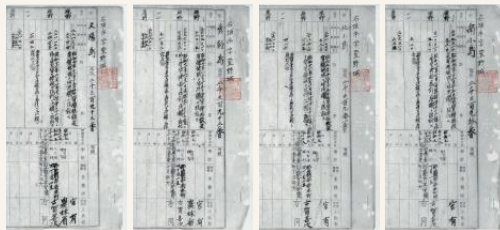
沖縄知事から内務大臣に宛てた1893年11月2日付の上申書への回答に際して、内務大臣が作成した閣議請議の文書 (1895年1月12日付)。これまで無人島だった久場島、魚釣島について、近年漁業を試みる者があり取締を要するため、沖縄県の所轄とし標杭を建設したいとの上申があり、前記の島は同県の所轄と認められるので、上申のとおり標杭を建設させたいとして閣議を求めた。

資料抜粋

沖縄県下八重山群島/才西二位スルク島魚釣島/從來無人島ナドモ  
近來ニ至リ該島へ向ケ漁業ヲ試ムル者有之シ力取辦ヲ要スル

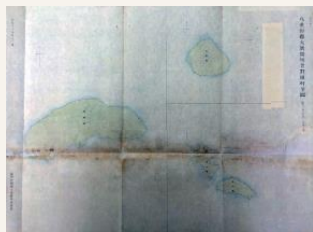
内務大臣(野村靖)

「秘別第一二三号 標杭建設ニ関スル件」[公文類聚 第19編 明治28年] 1895 (明治28) 年1月12日 所蔵: 国立公文書館



土地台帳 (石垣市宇登野城南小島、北小島、魚釣島、久場島)

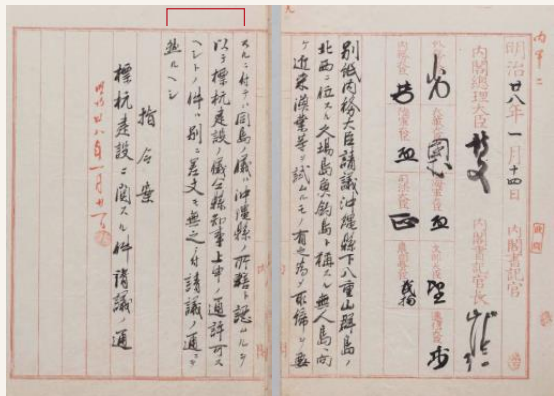
1932 (昭和7) 年以降 所蔵: 那覇地方方法務局石垣支局



八重山郡

大浜間切登野城村全図  
「土地整理図/尖閣諸島」

1902 (明治35) 年12月  
所蔵: 石垣市教育委員会市史編集課



### 国標建設と沖縄県所轄を認める閣議決定

久場島、魚釣島の沖縄県への所轄編入の閣議決定文面と (1895年1月14日付)、同県への指令案の文面が記載されている。

閣議決定 指令案 標杭建設ニ関スル件請議/通 [公文類聚 第19編 明治28年] 1895 (明治28) 年1月14日 所蔵: 国立公文書館

資料抜粋

同島/礁ハ沖縄県ノ所轄ト認めムルヲ以テ標杭建設ノ  
極西県知事上申ノ通許可スベシトノ件ハ別ニ差支モ  
無之ニ付所轄ノ區ニテ取辦スル

# 戦後秩序における尖閣諸島

## 尖閣諸島は、戦後秩序と国際法の体系の中で、一貫して日本の領土です。

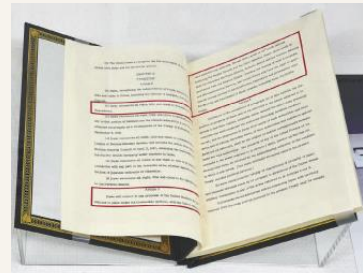
米国は、戦時中から尖閣諸島を沖縄の一部と認識し、1952(昭和27)年4月、サンフランシスコ平和条約の発効により、尖閣諸島を含む沖縄の領有権は日本に残り、尖閣諸島は、「北緯29度以南の南西諸島」の一部として正式に米国の施政下に置かれました。

その後、1972(昭和47)年5月15日の沖縄返還協定によって、尖閣諸島を含む沖縄の施政権が日本に返還されました。

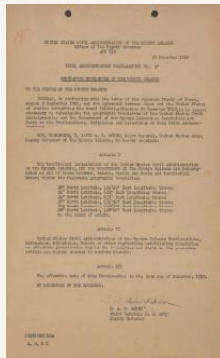
このように、尖閣諸島は、戦後秩序と国際法の体系の中で、一貫して日本の領土として扱われてきました。



サンフランシスコ平和条約調印 1951年9月8日  
写真:共同通信社



**サンフランシスコ平和条約**  
第二章(領域) 第三条  
日本国は、北緯二十九度以南の南西諸島(琉球諸島及び大東諸島を含む。)、端巒岩の南の南方諸島(小笠原群島、西之島及び火山列島を含む。)、並びに沖の島及び南島島を合衆国を唯一の施政権者とする信託統治制度の下におくこととする国際連合に対する合衆国のいかなる提案にも同意する。このような提案が行われ且つ可決されるまで、合衆国は、領水を含むこれらの諸島の領域及び住民に対して、行政、立法及び司法上の権力の全部及び一部を行使する権利を有するものとする。

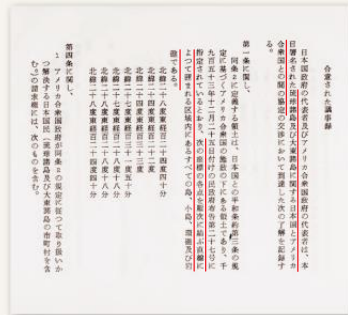


### 米国民政府布告第27号 (琉球列島の地理的境界)

第1条で琉球の範囲を緯度程度で指定

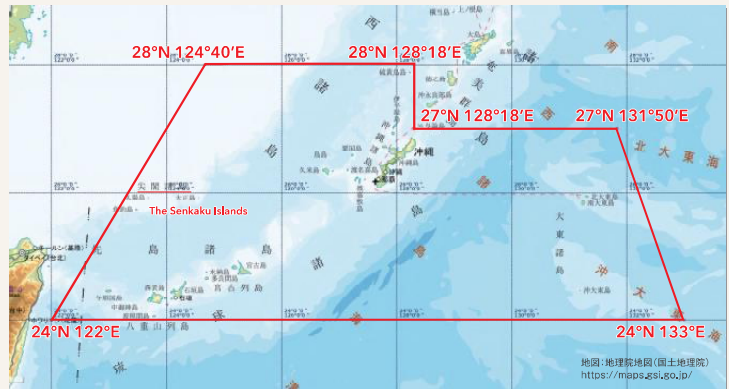
1953年12月25日、米国は、「米国民政府布告第27号」を発出し、琉球列島の地理的境界を緯度程度で明示した。その範囲には尖閣諸島が含まれている。

USCAR Office of The Deputy Governor  
1953(昭和28)年12月25日  
所蔵:沖縄県公文書館



**沖縄返還協定 合意された議事録**  
1972(昭和47)年、沖縄返還協定により地図上の直線で囲まれた区域内の全ての島が返還された。この対象区域に尖閣諸島も含まれている。

所蔵:国立公文書館



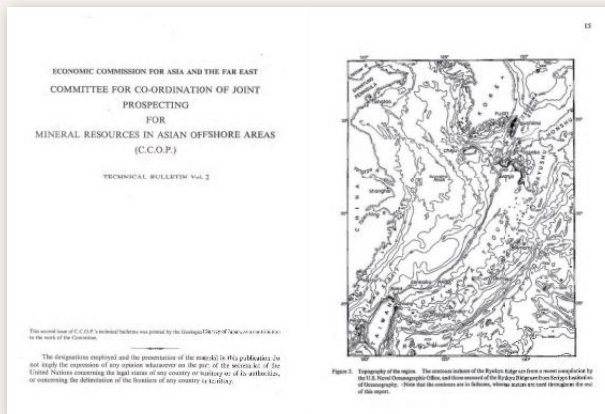
地図:地理院地図(国土地理院)  
<https://maps.gsi.go.jp/>

# 中国による挑戦

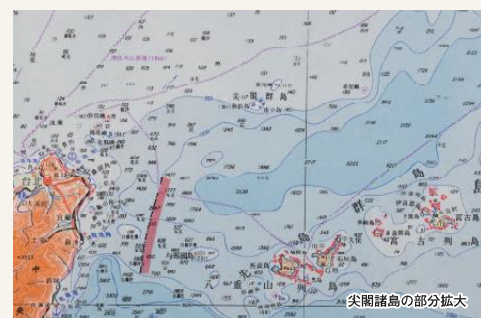
## 東シナ海に石油埋蔵の可能性が指摘された後、 それまで何ら領有主張をしてこなかった中国と台湾が、 突如尖閣諸島の領有権の主張を始めました。

1969(昭和44)年、国連機関の報告書において、尖閣諸島周辺を含む東シナ海に石油埋蔵の可能性が高いことが指摘されました。その後、尖閣諸島に注目が集まると、それまで何ら領有主張をしてこなかった中国と台湾が、1971年、突如尖閣諸島の領有権の主張を始めました。

しかし、以下の中国人民解放軍海軍司令部が作成した地図など1971年以前の多くの史料において、尖閣諸島は日本に帰属するという中国の認識が示されています。



**ECAF報告書(1969年)**  
尖閣諸島周辺を含む東シナ海に石油埋蔵の可能性があると指摘した「ECAF報告書」、同報告書には、「尖閣」の名称が使われているが、中国・台湾からの異議は唱えられていない(1969年5月)。



**太平洋海図集**  
1961(昭和36)年 中国人民解放軍海軍司令部作成  
中国人民解放軍海軍司令部が1961年に編纂し、頒布したと見られる海図集からの抜粋。与那国島と台湾の間に国境線が引かれ、「尖閣諸島」、「魚釣島」等の名称によって示された島が日本に帰属する認識が示されている。  
個人の寄贈による

## 法の支配に基づく平和な海を目指して

### 日本は、法の支配に基づく 地域の平和と安定の確立を求めています。

1992（平成4）年には、中国は、尖閣諸島を中国の領土と記載した法律を制定しました。

2008（平成20）年12月、中国政府船舶が突如として尖閣諸島周辺の領海に侵入しました。

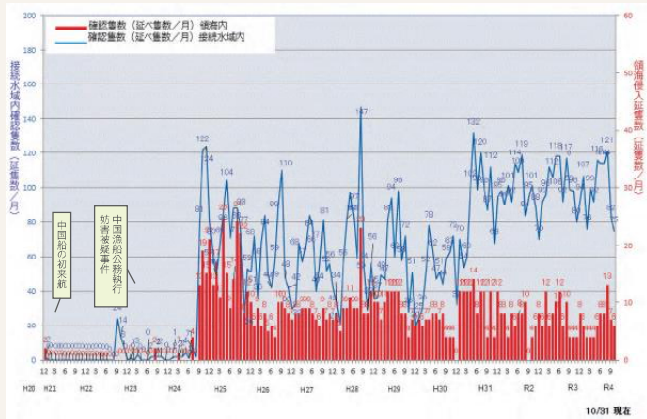
2012（平成24）年9月以降、中国は頻繁に領海侵入を繰り返すなど、力による現状変更の試みをエスカレートさせています。

これに対して、日本は、自国の領土を保全するために冷静に、かつ、毅然として対応を続けていきます。

#### 我が国の領土を守る日本の取組

##### 尖閣諸島周辺海域における領海警備

近年、尖閣諸島周辺の接続水域では、ほぼ毎日、中国海警局に所属する船舶による活動が確認され、領海侵入する事案も発生しています。このような状況の中、海上保安庁では、常に相手勢力を上回る巡視船を配備するなどし、我が国の領土・領海を断固として守りぬくという方針の下、関係機関と緊密に連携し、事態をエスカレートさせないよう冷静に、かつ、毅然とした対応を継続しています。



グラフ：尖閣諸島周辺海域における中国海警局等に所属する船舶の動向（令和4年10月31日時点） 海上保安庁HPより



沖縄返還と同時に、海上保安庁第十一管区海上保安本部が発足し、尖閣諸島周辺海域において業務を開始、1979年には当時の沖縄開発庁が尖閣諸島において学術調査、利用開発可能性調査を行うなど、現在に至るまで継続的な管理が行われています。

写真：中国海警船（奥）を警戒監視する巡視船（手前）  
提供：海上保安庁

## 尖閣諸島関連年表

1885(明治18)年以降	政府が沖縄県当局などを通じて現地調査を行った結果、どの国の支配も及んでいないことを慎重に確認。
1895(明治28)年1月14日	その頃尖閣諸島への進出が活発になっていた水産事業者の取締りの必要があるため、閣議決定により尖閣諸島を日本の領土に編入し、沖縄県の所轄とした。
1896(明治29)年以降	明治政府の許可を得て、古賀辰四郎が尖閣諸島の開拓を開始。多くの日本人が尖閣諸島に居住し、羽毛の採集などのほか、工場を建設して鯨節の製造に従事した。
1951(昭和26)年9月8日	サンフランシスコ平和条約署名。尖閣諸島は日本の領土として残る。日本の南西諸島の一部として、米国の施政権を行使。
1969(昭和44)年5月	国際連合アジア極東経済委員会(ECAFE)報告書において、東シナ海に石油埋蔵の可能性ありと指摘。
1971(昭和46)年	台湾(6月)及び中国(12月)が史上初めて公式に「領有権」を主張。
1972(昭和47)年5月15日	沖縄返還協定によって、尖閣諸島を含む沖縄の施政権が日本に返還。
2008(平成20)年12月8日	中国政府船舶が初めて尖閣諸島周辺の領海に侵入。
2010(平成22)年12月20日	石垣市が「尖閣諸島開拓の日を定める条例」を制定し、領土編入を閣議決定した1月14日を「尖閣諸島開拓の日」と定める。